災害共済給付システムリニューアルに伴う重要なお知らせ

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
本校学生は、入学時より日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」へ加入しています。
学校の管理下では、休憩時間やスポーツの授業中など様々な状況において、「けが」をすることがあります。
日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」とは、学生が学校の管理下で「けが」などをした時に、保護者に対して給付金（災害共済給付）を支払う制度です。

このたび、日本スポーツ振興センター（JSC）の「災害共済給付システム」が、令和９年（2027 年）1 月から新しくなります。
システムリニューアルに伴い、災害共済給付金の申請手続きが一時的に停止となります。つきましては、以下の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

■お手元の書類（医療等の状況等）の提出について

学校の管理下のけが等で医療機関を受診し、まだ学校へ提出していない書類がある場合は、早めに保健室までご提出をお願いいたします。



※提出が遅くなった場合は、新システム稼働後（令和 9 年 1 月以降）のお手続きとなりますのでご了承ください。（不明な点等ありましたら、保健室までご連絡ください）
0980－55－4054（直通）　hoken@okinawa-ct.ac.jp



■令和 9 年 1 月以降の申請方法について



令和 9 年 1 月からは、新システムでの申請手続きに移行します。
新システムでは、保護者の方に、スマートフォンやタブレットなどで「医療等の状況」等を撮影し、アップロードして書類をご提出いただく機能が設けられています。
※令和9年1月からの「医療等の状況等」の提出方法は、後日改めてご案内します。

■請求期限（時効）に関して

災害共済給付の請求には期限（時効）があり、同一の負傷又は疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月 10 日の翌日（11 日）から起算して 2 年の間に請求を行わないときは時効となり、給付を受けることができなくなります。
ただし、今回のシステムリニューアルに伴う請求停止期間中に時効を迎える請求については、JSC において必要な対応を行い、給付を受ける権利が失われないようにいたしますので、ご安心ください。

保護者の方向けのご案内チラシ・動画が公開されましたら、
ご案内いたします（令和８年１２月頃予定）。

